

TOBU PARK 東武動物公園東口駐輪場のご案内

～お申込みからご利用開始まで～

1. お電話にて空き状況をご確認ください。

TEL 0120-102-762

営業時間 9:30～17:30 ※土・日・祝日休業
※満車の場合があります。お振込み前に必ずお電話ください。

2. 料金のお振込み・申込書をご提出ください。

● 料金について

所定の定期利用料金をご案内書に記載の当社指定口座へお振込みによりお支払いください。
なお、振込手数料はお客様のご負担となります。
※領収書は発行いたしません。振込票を領収書の代わりとさせていただきます。

■ 振込先

金融機関: 三菱UFJ銀行 押上支店
口座番号: 普通口座 No. 0146046
口座名義: 東武不動産株式会社

● 申込書について

① 定期利用申込書に必要事項をご記入ください。

・ご氏名、ご住所、ご連絡先、車両種別、防犯登録番号、期間、料金種別などの必要事項にご記入ください。
・学生料金での利用をご希望の際は、学校名と申込日現在の学年をご記入ください。
なお、申込書とあわせて「学生証(写)」をご提出いただきますのでご準備ください。

② ご記入が終わりましたらFAX・メール・郵送にて下記までお送りください。

■ 申込書送付先

東武不動産株式会社 パーキング事業部 駐輪場管理グループ

FAX・・・ 03-3624-3164

メール・・・ parking-cycle@tobu-re.co.jp

※メールの方はPDFデータにしてお送りいただくか、

スマートフォン等で鮮明に撮影いただきその写真をお送りください。

郵送・・・ 〒130-0002 東京都墨田区業平3-14-4 ノブカワビル2階



東武不動産株式会社が定期利用料金の入金確認後に、定期利用シール・約款等を郵送いたします。

3. 「定期利用シール」を自転車後輪の泥よけカバーにお貼り頂いた上で駐輪場をご利用いただけます。

お手元に定期利用シールが届きましたら駐輪される自転車等の後輪泥よけカバーに必ずお貼りください。

同封の解約届は、将来定期利用を解約される際にご提出いただく書面です。

● 更新の方法について●

定期利用期間が到来し定期利用を更新される際は、更新月の前月末日までに所定の利用料金をお振込によりお支払いいただきます。

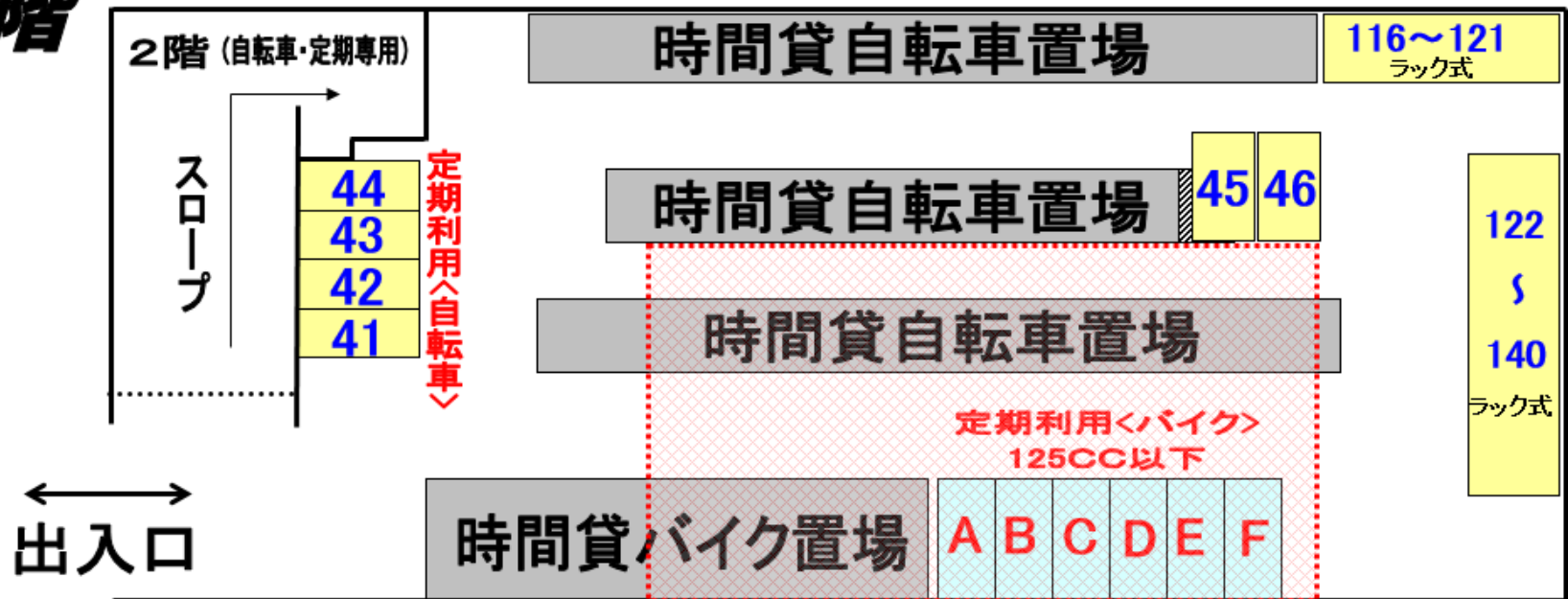
定期利用区画平面図

平成27年11月 1日現在

.....定期利用(自転車)区画

.....定期利用(バイク)区画

1階



.....部分は屋根がありません。

2階



■定期利用のお客様へお願い

- 駐輪の際は、必ず **指定された番号の区画に**、枠からはみ出さないように駐輪してください。
- 駐輪の際は、必ず **定期利用シール**を自転車後輪の泥よけカバーに貼って駐輪してください。
- 定期利用の**更新**の際は、所定の料金を**更新月の前月末日までに**お振込にてお支払いください。〈当駐輪場は料金前払い(振込)方式となっております。〉
期限切れのシールを貼って駐輪している車両やシールを貼っていない車両は、不法車両とみなし処分いたします。
自転車等の車両変更や代車使用の際は、シールを貼っていない不法車両とみなされるため、事前にご連絡ください。
- 駐輪の際は、**鍵を二重におかけください。**

盗難等の責任は負いかねます。盗難防止にご協力願います。

FAX 03-3624-3164

申請日 平成 年 月 日

TOBU PARK 東武動物公園東口駐輪場 定期利用申込書

私は、下記記載の「注意事項」と本紙裏面の「利用約款」を承諾したうえ、申込みいたします。

太線の枠内にご記入ください。

申請者様	フリカ'ナ ご氏名			生 年 月 日	大正 昭和 平成	年 月 日 (満 歳)	性別	男・女	
	ご住所	(〒 -)							
	連絡先	電話番号	-	-	(携帯電話	-	-)	
ご勤務先		F A X - - メールアドレス @							
		■学生の方のみ記入してください。学生証(写)もご提出ください。							
車両種別		□ 自転車 (防犯登録番号 第 号)							
		□ バイク (標識番号(ナンバープレート))							
定期期間	□ 1ヶ月 □ 3ヶ月 □ 6ヶ月								
料金種別	■ご希望の料金種別を選択してください。				料金表 (税込)	1ヶ月 定期	3ヶ月 定期	6ヶ月 定期	
	□ 自転車 一般 (駐輪場所: 1階)					自転車 一般・1階	¥2,580	¥7,200	¥13,890
	□ 自転車 一般 (駐輪場所: 2階)					自転車 一般・2階	¥2,060	¥5,760	¥11,110
	□ 自転車 学生 (駐輪場所: 1階) (高校生以下)					自転車 学生・1階	¥2,270	¥6,380	¥12,240
	□ 自転車 学生 (駐輪場所: 2階) (高校生以下)					自転車 学生・2階	¥1,750	¥4,940	¥9,470
	□ バイク 一般 (駐車場所: 1階) (排気量125cc以下)					バイク 一般・1階	¥3,600	¥10,080	¥19,440
利用開始日	平成 年 月 日				※学生は高校生以下が対象です。 ※バイクは排気量125cc以下に限ります。				
振込完了日	平成 年 月 日		振込名						

〈注意事項〉

- 本申請は、当駐輪場を定期利用するための申込書であり、利用承認書ではありません。
- 駐輪区画数には限りがあり、申込をお断りする場合がございます。
- 事前にお電話にて空き状況をご確認ください。
- 自転車・バイクは当社が発行する定期利用シールを貼ったうえで指定された番号の区画に駐輪してください。
- 毎月1日から月末までを1ヶ月とし、料金の日割り精算はいたしません。
- 定期利用料金は更新前日までにお振込によりお支払い下さい。なお、振込手数料はお客様のご負担となります。
- 領収書は発行いたしません。金融機関が発行した振込票(控)を領収書の代わりにさせていただきます。
- 当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車・バイクを預かって保管するものではありません。
駐輪場内での事故・盗難・火災および災害等による損失等については、一切の責任を負いません。
- 盗難事故防止のため鍵は二重にかけてください。
- 本紙裏面の「利用約款」もご理解・ご承諾のうえ、お申し込み下さい。

当社が取得する個人情報利用目的は、駐輪場駐車場事業のサービス提供のため等、
当社のプライバシーポリシー(<http://www.tobu-pro.co.jp/privacy.html>)に規定のとおりです。
ただし、次の事項について希望されない場合は、□にシ点を記入してください。

- 当社が行う事業についての情報、サービスの提供のために行う次の活動
・郵便物、メール便、電話、電子メール等による連絡、勧誘、訪問等の営業活動
・マーケティング活動(アンケートのお願い等)、顧客動向分析、商品開発等の調査分析

東武不動産株式会社記入欄						
受付日	入金日	金額	ヶ月 円	送付日 シール	最終確認	

申込書は郵送またはFAXにてお送りください。

●お申込先・送付先

東武不動産株式会社 パーキング事業部
駐輪場管理グループ

〒130-0002 東京都墨田区業平3-14-4 ノブカワビル2階
TEL 0120-102-762 FAX 03-3624-3164
営業時間9:30~17:30(土・日・祝日休業)

（総則）

1. 当駐輪場を利用する方は、本利用約款に記載してある事項を承諾のうえ、利用するものとします。

（利用時間等）

2. 当駐輪場は24時間開放するものとします。

（定期利用の申込等）

3. 定期利用は使用車種にかかわらず、申込順に1人1台に限って受付いたします。

4. 定期利用の申込が収容台数に達した時は、申込受付を停止しお申込みをお断りいたします。

5. 定期利用申込書をご提出いただきました時点では定期利用の申請であり、当社が利用を承諾するものではありません。

（利用料金のお支払い後に当社が定期利用シールを発行した時点でお申込みが承認されたものといたします。）

なお、支払い期日までに定期利用料金をお支払いいただかない場合は、申込をキャンセルしたものとみなし、申込受付を取消します。

（利用手続きおよび利用料金等）

6. 定期利用の申込および契約の手続きは、当社の定めた方式によるものとします。

なお、学生料金は高校生以下を対象とし、お申込みの際に学生証等のコピーを提出いただきます。

7. 契約期間およびこれに対応する定期利用料金等は、当社の定めたところにより、利用案内看板等に掲示いたします。

8. 契約手続きを終えた方には、定期利用シールを交付いたします。

定期利用シールは自転車等の見やすい位置（後輪の泥除けカバー）に必ず貼ったうえで駐輪してください。

（解約について）

9. 定期利用を解約する場合は、当社まで事前に書面による申出をしなければなりません。

10. 定期利用料金は、利用者から解約の申出があった場合、残期間が1ヶ月以上のものに限り払戻しいたします。

なお、払戻金は振込により振込手数料を差し引いて返金いたします。

（払戻金の計算式）

払戻金＝お支払いいただいた定期利用料金－（1ヶ月の利用料金×利用開始月から解約月までの月数）－振込手数料

※払戻金計算の結果、差引き額がお支払い済の金額を上回り、返金できなくなる場合がございます。

（定期利用契約の更新）

11. 定期利用契約の更新は、更新日前日までに行うものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。

12. 前項に期日までに利用契約の更新をしなかった場合は、特に当社の承認がない限り、その契約は契約期間満了に日に終了したものとみなします。

（駐車券の再交付等）

13. 定期利用シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合のほかは、原則として再交付いたしません。

14. 定期利用シールの紛失に起因する損害については、当社は一切の責任を負いません。

（自転車等の盗難・損害等）

15. 当駐輪場は、自転車・バイク（以下「自転車等」という。）の駐輪場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありませんので、場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損害等については、一切の責任を負いません。

（利用上の注意）

16. 利用者は、自転車等の車両変更や代車を使用する場合は、当社まで事前に連絡しなければなりません。

17. 利用者は、駐輪場所の指定があるときは、自転車等を所定の場所に駐輪しなければなりません。

18. 利用者は、定期利用シールを自転車等の見やすい位置に貼付しなければなりません。

19. 利用者は、盗難防止のため自転車等に鍵を備え、駐輪の際には施錠しなければなりません。

20. 利用者は、盗難防止のため夜間の駐輪は避けるようにし、やむを得ない事情により夜間に駐輪する場合は、特に安全な施錠をするものとします。

21. 利用者は、駐輪場内での火気の使用またはごみ等散逸など管理上支障となる行為をしてはなりません。

22. 利用者は、故意または重大な過失により、駐輪場施設や場内の他の自転車等または人身に損害を与えた場合は、これを弁償しなければなりません。

23. 駐輪場の利用についての不正があった時は、以後の利用を断ることがあります。

24. 契約期終了後、一定期間を経過しても引き取りのない自転車等は放置車両として処分します。